

平成28年度甲賀・湖南成年後見センターばんじー事業計画

【総合的な方針】

I. 権利擁護支援センターへの転換

- 事業開始当初より、「成年後見の受任を中心とするセンターを目指すのか」、「地域の権利擁護支援の中心となるセンターを目指すのか」という大きな課題に関して、平成25年度からの「甲賀圏域における権利擁護支援システム検討会」での協議や平成26年度からの滋賀県民間社会福祉事業職員共済の助成を受けて行った、圏域の相談支援従事者や弁護士、司法書士等の専門職後見人また、法人後見受任を行っている団体を対象にした調査で、課題分析にあたってきた。その中で「個別支援」「支援者支援」「地域づくり」の3点がばんじーに期待されるものとして確認でき、昨年度までも成年後見制度申立に関することをはじめとした「個別支援」、福祉に関する支援者や後見人等として活動している方々の支援に関する事例検討、援助等による「支援者支援」、出前講座や市民に向けた権利擁護支援の講座等の「地域づくり」に取り組んできた。これらについては、今年度の取り組みとして継続するとともに、昨年度の事業計画として課題としていた権利擁護支援センターへの名称変更、また行政や社協と協働しての権利擁護支援システムの構築に関しては、課題のまま検討段階であることから方向性について今年度見いだせるようにしていく。

II. 法人後見受任事業

- 法人後見受任に関しては、昨年度まで権利擁護支援センターの機能を果たしていくためには、当面受任を見送ることで考えてきたが、昨年度までのばんじーでの個別支援を行う中でも、後見人としての活動が長く必要となりうる若い世代の方の申立や個人での受任の負担が大きくなりうるであろうと予測される方の申立の支援も増えてきており、かつ圏域での受任可能な専門職の方の人数を考慮すると、受任に関して単に見送るだけの状況ではなくなっている、そのため法人後見受任についての取り組みが必要であると考えている。ただし、受任に関しては家庭裁判所の選任が大前提であることから、家庭裁判所との協議や法人での受任が可能かどうかを判断する審査会の設置、また、受任後の組織運営の継続が図れるための人員の安定的確保、財源の安定的確保に関する両市との協議等を今年度優先的に行う。

III. 具体的な事業内容

別紙事業計画

IV. 人材確保

- 相談員の確保に努めてきたが、現在相談員兼所長と相談員の2人と事務員1人の体制。特に相談員兼所長と相談員に関しては出向職員であることから、有期限の職員体制であるため目指している「権利擁護支援センター」の役割を果たすため、また法人後見受任には、最低、相談員3名体制は必須である。